

北海道社会貢献賞（消費生活関係功労者）表彰事務取扱要領

1 趣旨

北海道表彰規則(昭和44年5月1日北海道規則第51号)に定める北海道社会貢献賞のうち、同規則に基づく表彰事務取扱要領(昭和44年5月1日総務部長通達)の「消費生活関係功労者」の表彰事務手続きは、同規則及び同要領並びに北海道知事表彰環境生活部関係事務取扱要領(平成18年1月24日環境生活部長通達)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 表彰の基準及び要件

表彰の要件は次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 消費者団体における諸活動に10年以上精励し、他の模範と認められる者。
- (2) 地方公共団体における消費生活相談員として、その業務に10年以上精励し、他の模範と認められる者。
- (3) 企業における消費者関連部門において、その業務に10年以上精励し、他の模範と認められる者。
- (4) その他消費者利益の擁護及び増進を図るため、消費者支援活動に10年以上精励し、他の模範と認められる者。

3 候補者の推薦

本庁の部長及び総合振興局長又は振興局長並びに各市町村長(以下「推薦者」という。)は、別記様式1により環境生活部長あて候補者を推薦する。

4 被表彰者の審査等

消費者安全課長は、推薦者から推薦のあった候補者並びに環境生活部において適当と思われる候補者について別に定める基準を参考に別記様式2の選考調書を作成し、表彰等に係る功績等を審査する。

5 被表彰者の決定

環境生活部長は、表彰を決定したときは、被表彰者に通知するとともに、その決定したものの氏名等について、推薦者に通知する。

6 表彰の場所及び時期

表彰は毎年1回行うものとし、時期及び場所については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年6月1日付け消費第162号）

この要領は、平成9年6月1日から施行する。

附 則（平成16年12月1日付け生振第1976号）

この要領は、平成16年12月1日から施行する。

附 則（平成22年6月1日付け消安第302号）

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成24年6月25日付け消安第471号）

この要領は、平成24年6月25日から施行する。

附 則（平成25年5月24日付け消安第289号）

この要領は、平成25年5月24日から施行する。

北海道社会貢献賞（消費生活関係功労者）表彰事務の取扱について

平成24年6月25日

1 候補者の例示

- (1) 消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者被害の防止及び救済のための活動その他の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動を行った者（北海道社会貢献賞（消費生活関係功労者）表彰事務取扱要領2の(1)関係）
- (2) 道又は市町村における消費生活相談員として消費者に対する相談、苦情の処理のあつせん、消費者に対する啓発及び教育等の活動を行った者（北海道社会貢献賞（消費生活関係功労者）表彰事務取扱要領2の(2)関係）
- (3) 企業における消費者関連部門において行う消費者に対する相談、苦情の処理のあつせん、消費者に対する啓発及び教育等の活動を行った者（北海道社会貢献賞（消費生活関係功労者）表彰事務取扱要領2の(3)関係）
- (4) 消費者利益の擁護及び増進を図るため行う上記各号に準ずる活動を行った者（北海道社会貢献賞（消費生活関係功労者）表彰事務取扱要領2の(4)関係）

2 候補者とししない者

- (1) 過去に消費者支援功労者表彰（消費者庁）及びこれに類する表彰等、又は同一の功績で北海道知事表彰を受けた者。
- (2) 次の各号の一に該当する者
 - ア 破産者又は成年被後見人若しくは被保佐人
 - イ 刑事事件に関して、現に起訴されている者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から10年を経過しない者
 - エ 罰金刑に処せられ、その執行が終わった日から5年を経過しない者
 - オ 執行猶予つきの刑では、当該執行猶予期間を経過しない者
 - カ その他表彰することが適当でないと認められる者